

## 議案第 25 号

和解をし、損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

### 1 相手方

### 2 事故の概要

平成 23 年 9 月 16 日（金）午前 10 時 5 分頃、北本市高尾 1 丁目 23 番地先市道 6421 号線において、市公用車を後退させたところ、相手方車両に接触し、当該車両を損傷させるとともに、相手方を負傷させたもの

### 3 損害賠償の額 金 704,778 円

平成 24 年 2 月 20 日 提出

北本市長 石津賢治